

新城市福祉従事者支援施策推進会議規約

(目的)

第1条 新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例（以下「条例」という。）第9条に掲げる組織及び運営を定める。

(業務)

第2条 条例第8条に規定された施策（以下「施策」という。）のうち、実施する施策の検討及び実施した施策評価・検証、政策提案等を行う。

(座長及び副座長)

第3条 新城市福祉従事者支援施策推進会議（以下「推進会議」という。）に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選によって定め、副座長は、座長が指名する。
- 3 座長は会務を統括し推進会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(構成員の選出)

第4条 構成員は以下のいずれかに該当する者とし、原則として20人以内で構成するものとする。

- (1) 社会福祉事業の事業者
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 新城市健康福祉部の職員
- (5) その他、座長が必要と認めた者

2 座長が構成員の追加の必要性を認めた場合、以下の基準に基づき構成員を追加する。

- (1) 施策推進に必要かつ合理的な理由がある場合
- (2) 施策実施の新たな課題解決のため専門性が求められる場合

3 構成員の追加については、座長の承認を得た後に、構成員から意見を集約した上で推進会議で議決する。

4 構成員の任期は原則として1年度（4月1日から翌年3月31日）とする。任期終了後には、構成員全員に継続意思を確認するものとする。継続意思が確認できない場合、座長及び健康福祉部は新たな構成員を選出する手続きを速やかに実施する。

(構成員の意思確認)

第5条 構成員は、年度末または必要時に継続参加の意思確認を行い、その結果を座長へ報告する。

- 2 意思確認は座長及び庶務担当者が書面、電子メール、口頭等の方法で実施する。
- 3 意思確認で辞退を希望した場合、年度末までに構成員交代手続きを開始し、次年度に欠員が生じないよう速やかに補充する。
- 4 推進会議で次年度の追加構成員に関する議決を実施する場合、年度末に実施された意思確認の結果に基づき、次年度活動を継続する意思を示した構成員のみが議決に参加するものとする。

(会議の開催)

第6条 会議は、必要に応じ座長が招集する。また、会議の進行は座長が担当する。

- 2 構成員が対面での参加が困難な場合、座長及び庶務担当者は、書面、電子メール、その他適切な方法により議決を実施することができる。この場合でも、参加構成員の過半数の賛成を持って議決を承認するものとする。
- 3 会議に参加した構成員への謝礼を支払う。謝礼は参加1回につき3,000円(交通費を含む。)とする。

(実行委員会)

第7条 施策を実施するため、実行委員会を置くことができる。

(規約改正手続き)

第8条 規約改正には構成員過半数の賛成を要する。

- 2 改正案は座長及び庶務担当者が作成し、構成員に配布する。この際、議決は対面で行うことを原則とするが、書面、電子メール、またはその他適切な方法による回答をもって賛否を表明することができる。
- 3 議決後の改正案は速やかに施行の上、関係者に通知する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

附則

この規約は令和4年4月1日から施行する。

附則

この規約は令和7年2月20日から施行する。

附則

この規約は令和8年3月1日から施行する